

## せり売り公告

せり売りを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月6日

竹田市長 土居昌弘

### 1 せり売りの件名

- (1) 件名 令和6年度公用車売却

### 2 せり売り参加に必要な資格

個人及び法人とし、次の各要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること  
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(3) 市税等に滞納のない者であること。  
(4) 日本語が堪能な者であること。

### 3 せり売り参加申し込みについて

- (1) 申込書類

- ① 「せり売り参加申込書（様式1）」  
② 「誓約書（様式2）」  
③ 「委任状（様式3）」（代理人が参加の場合）  
④ 本人確認できるもの（免許証・マイナンバーカード等写真つきのもの）

- (2) 受付期日及び場所

- ① 受付期日 令和7年3月17日（月） 13時30分～14時00分  
② 受付場所 竹田市総合社会福祉センター 多目的ホール

### 4 事前下見会及び説明会

- ① 日時 令和7年3月6日（木） 9時00分～12時00分  
② 場所

物件①～⑥、⑪	竹田市役所本庁舎裏 駐車場（竹田市大字会々1650）
物件⑦	竹田市消防本部 駐車場（竹田市会々2742-1）
物件⑧～⑩	久住公民館裏駐車場（竹田市久住町大字久住 6154）

### 5 せり売り執行の日時及び場所

- ① 日時 令和7年3月17日（月）  
「せり売り」…14時00分～

※受付をしていない方は、せり売りに参加できません。

② 場所 竹田市総合社会福祉センター 多目的ホール（竹田市大字会々1650）

6 せり売り保証金 買受代金を当日納付する場合・・・免除  
買受代金を後日納付する場合・・・落札額の5%以上

7 契約書の作成の要否 否

## 8 せり売り当日の流れ及び確認事項等

### (1) 受付

① せり売りについての説明を受けた後

- ・「せり売り参加申込書（様式1）」「誓約書（様式2）」にご記入の上ご提出ください。
- ・代理人は、「委任状（様式3）」を提出してください。
- ・本人確認ができるもの（免許証・マイナンバーカード等写真つきのもの）をご提示ください。

② 受付時に「番号札」を受領してください。

### (2) 買受人の決定

① せり売り開始時刻は、14時00分です。（物件①から順番に行います）

② せり売り開始価格は予定価格（税抜）に消費税及び地方消費税、リサイクル料を合計した価格とします。

③ 参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。この時、「提示金額」は、消費税及び地方消費税、リサイクル料を含めた額としてください。

④ 提示金額は、千円単位（日本通貨）とします。

⑤ 金額を宣言する場合は、「番号札」を挙げ、執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は撤回できません。

⑥ せり売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に金額の宣言を指示いたしますので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。

⑦ せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高の価格を宣言した者を買受人と決定します。

### (3) せり売りの無効

次に掲げる者が宣言した価格は、無効とします。また、それ以後のせり売りに参加できなくなります。

- ① せり売り執行者の指示に従わなかった者
- ② せり売りの条件に違反した者

## 9 買受人及び金額の決定

最高額を提示した方を買受人とします。

終了時点での提示金額（消費税及び地方消費税、リサイクル料を含む）を「買受代金」とします。

## 10 車両の引き渡し

- ① 買受人は、受付で①番号札の提示、②落札車両及び買受代金の確認等を行ってください。
- ② 買受人は、竹田市が発行する納付書により期限内に買受代金を納付してください。なお、正当な理由なく期限内の納付が行われない場合、落札を取り消す場合があります。その場合、事前に納付したせり売り保証金は竹田市に帰属します。
- ③ 買受人は、買受代金の納付後、「納入通知書兼領収書（納付書の半券）」を財政課に提示し、代金納付の確認を受け、「車両引換券」を受け取ってください。
- ④ 納入確認後、一週間以内に車両の引き取りを行ってください。また、車両の引き取りの際には、財政課で「車両引換券」を提示し、買い受けた車両であることの確認を受けてください。引き渡し場所は「4 事前下見会及び説明会」の場所と同じです。
- ⑤ 買受代金納付時より後に車両の引き渡しを希望する場合は「保管依頼書（様式4）」を提出してください。また保管に係る費用が必要となる場合、買受人の負担となります。
- ⑥ せり落とした車両は、買受人の責任において引き取りをお願いいたします。なお、引き取りにおいて発生した事故等については、市は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。
- ⑦ 各車両にある「竹田市」等の表記については、すべて買受人の責任において消去してください。
- ⑧ 物件⑦の車両については、原則赤色灯類・サイレン類を取り外し、竹田市消防本部に返却してください。
- ⑨ 当該車両の引き取りに係る費用については、上記の作業に係る費用を含め、買受人が負担することとします。
- ⑩ 上記⑥～⑧の作業については、車両引き取り後概ね1週間以内に行い、作業前後の写真および、名義変更を要する車両については、名義変更が完了したことを証する書類の写しを提出してください。

## 11 買受代金の納入期限

令和7年3月28日（金） 17時00分

## 12 その他

- ① 竹田市は、売却車両について契約不適合責任を負いません。すべて現状販売とします。
- ② 各車両については、長期にわたり使用されていないものもあります。その旨ご了承の上お買い求めください。
- ③ 一度納付頂いた代金は、理由の如何を問わず、返金できません。
- ④ 一度引き渡された車両は、返品、交換はできません。

## 13 問合せ

竹田市財政課 財産活用推進室

TEL 0974-63-4802（直通） FAX 0974-63-0995